

別添

被 処 分 者	認 定 番 号	秋田県公安委員会 第 230474号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ファースト代行
	主たる営業所が所在する市町村	由利本荘市
処 分 年 月 日		令和7年8月7日
処 分 内 容		営業停止命令 (令和7年8月14日から令和7年9月12日まで)
処 分 理 由		被処分者は、過去2年以内において、保険契約締結義務違反による指示処分を受け、行政処分の累積点数が4点となり、営業停止の基準に達したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ○ 第12条 （保険契約締結義務違反） ○ 第23条 （営業の停止）
処分を行った公安委員会		秋田県公安委員会

注1）処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2）処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。